

(令和6年3月18日現在)

▲ I P 通信網サービス契約約款 (OCN) 別冊

(OCN ひかり電話サービス)

目次

第1章 総則	3
(約款の適用)	3
(用語の定義)	3
(外国における取扱いの制限)	5
第2章 OCN ひかり電話サービスの種類等	5
(OCN ひかり電話サービスの種類)	5
(OCN ひかり電話サービスの品目等)	5
第3章 契約	5
(契約の単位)	5
(契約申込みの方法)	5
(契約申込みの承諾)	5
(ひかり電話の事業者変更)	5
(契約者回線番号)	6
(請求による契約者回線番号の変更)	6
(品目等の変更)	6
(利用の一時中断)	6
(契約に係る利用権の譲渡)	6
(契約者が行う契約の解除)	7
(当社が行う契約の解除)	7
(その他の提供条件)	7
(不提供)	7
第4章 付加機能	7
(付加機能の提供)	7
(付加機能の利用の一時中断)	7
(付加機能の廃止)	8
第5章 利用中止等	8
(利用中止等)	8
(利用停止)	8
(提供休止)	9
第6章 通信	9
(相互接続点との間の通信等)	9
(通信の切断)	9
(通信時間等の制限)	9
(通信時間の測定等)	9
(国際通信の取扱い地域)	9
(契約者回線番号等通知)	10
第7章 料金等	10
(料金及び工事に関する費用)	10
(利用料金の支払義務)	10
(通信料の支払義務)	11
(工事費の支払義務)	12
(料金の計算等)	12
第8章 保守	12
(修理又は復旧の順位)	12
第9章 損害賠償	13
(責任の制限)	13

第 10 章 雑則	13
(協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)	13
(利用に係る契約者の義務)	14
(利用上の制限)	14
(契約者の氏名の通知等)	14
(契約事業者への氏名の通知等)	15
(OCN ひかり電話協定事業者からの通知)	15
(時報サービス、天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤル)	15
(番号案内)	16
(番号情報の提供)	16
(契約者に対する通知)	16
第 11 章 附帯サービス	16
(附帯サービス)	16
別記	17
1 OCN ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約	17
2 契約者の地位の承継	17
3 契約者の氏名等の変更の届出	17
4 相互接続通信の料金等の取扱い	17
5 OCN ひかり電話サービスの提供に係る OCN ひかり電話協定事業者	18
6 OCN ひかり電話サービスの提供に係る OCN ひかり電話協定事業者の電気通信設備	18
7 電話帳	18
8 料金明細内訳情報の提供	18
9 利用権に関する事項の証明	19
10 支払証明書の発行	19
11 端末設備の提供等	19
12 契約事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	20
13 情報料回収代行の承諾	20
14 情報料回収代行に係る回収の方法	20
15 情報料回収代行に係る免責	20
16 他社相互接続通信に係る協定事業者	20
17 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス	20
18 IP電話事業者の電気通信サービス	21
19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い	21
20 協定事業者との利用契約の締結	23
21 提供エリア	23
料金表	24
第 1 表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)	25
第 1 利用料金	25
第 2 通信料	36
第 3 番号案内に関する料金	50
第 2 表 工事費 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))	50
第 3 表 附帯サービスに関する料金	53
第 1 重複掲載料	53
第 2 証明手数料	53
第 3 端末設備の提供等に係る料金	53
第 4 端末設備の提供等に係る工事費	54
通信料別表 選択制による通信料の月極割引	55

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、IP通信網サービス契約約款（OCN）共通編（以下「共通編」といいます。）

第1条（約款の適用）第2項に規定する別冊としてこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊により OCN ひかり電話サービスを提供します。

（注）本条のほか、当社は、OCN ひかり電話サービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(用語の定義)

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
2 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの (注)当社が別に定める電気通信事業者は、Iridium Satellite LLC Thuraya Satellite Telecommunications Company Inmarsat Ltd とします。
3 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4 特定約款	契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限ります。以下同じとします。）の音声利用 I P通信網サービス契約約款及び端末設備貸出サービスに係る利用規約
5 所属 I P通信網サービス取扱所	その OCN ひかり電話サービスの契約事務を行う I P通信網サービス取扱所
6 OCN ひかり電話契約	当社から OCN ひかり電話サービスの提供を受けるための契約
7 OCN ひかり電話契約者	当社と OCN ひかり電話契約を締結している者
8 OCN ひかり電話相互接続点	(1) 相互接続点 (2) OCN ひかり電話相互接続協定に基づく相互接続点
9 OCN ひかり電話利用回線	別記1に規定する利用回線であって、OCN ひかり電話サービスに係るもの
10 OCN ひかり電話サービス接続点	(1) サービス接続点 (2) 契約事業者が特定約款に定めるサービス接続点
11 OCN ひかり電話協定事業者	(1) 協定事業者 (2) 契約事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者（特定卸事業者を除きます。）
12 リルーティング通信等	OCN ひかり電話協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、I P通信網内で接続する通信

13 相互接続通信	OCN ひかり電話相互接続点との間の通信及びリルーティング通信等（OCN ひかり電話サービス接続点を介して行われるものを含みます。）
14 OCN ひかり電話相互接続協定	(1) 相互接続協定 (2) 契約事業者と契約事業者以外の電気通信事業者（特定卸事業者を除きます。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）
15 光コラボレーション事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社と光コラボレーションモデルに関する契約（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める I P 通信網サービス契約約款に規定する光コラボレーションモデルに関する契約をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
16 光コラボレーションモデルサービス	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める I P 通信網サービス契約約款に基づき提供される I P 通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの
17 光コラボレーションモデルサービス（音声）	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づき提供される音声利用 I P 通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの
18 ひかり電話の転用	契約事業者の音声利用 I P 通信網サービス（第2種サービスに限ります。）の提供を現に受けている者が、その契約事業者の音声利用 I P 通信網サービス契約について契約事業者の特定約款に定める音声利用 I P 通信網サービスの転用により、OCN ひかり電話サービスに移行すること
19 ひかり電話の事業者変更	(1) OCN ひかり電話サービス契約の申込みにあたり、その申込者が現に利用している電気通信サービス（特定卸事業者以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービス（音声）を用いて提供する電気通信サービスとします。）を OCN ひかり電話サービスに移行して、利用開始すること（以下この(1)の場合を「ひかり電話の事業者変更（入）」といいます。） (2) OCN ひかり電話サービス契約の解除の請求を行うにあたり、その OCN ひかり電話サービス契約者が現に利用している OCN ひかり電話サービスを特定卸事業者以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービス（音声）を用いて提供する電気通信サービス又は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づき提供される音声利用 I P 通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）に移行すること（以下この(2)の場合を「ひかり電話の事業者変更（出）」といいます。）

2 前項に規定するほか、OCN ひかり電話サービスの提供にあたり、共通編及びこの別冊において、契約者回線等の定義については、特定約款に規定する契約者回線等の意味に相当するものをそれぞれに準じて取り扱うものとします。

3 前2項に規定するほか、OCN ひかり電話サービスの提供にあたり、共通編（第4条（用語の定義）を除きます。）において、次表左欄の言葉は、それぞれ同表右欄の言葉に読み替えて適

用するものとしします。

相互接続点	OCN ひかり電話相互接続点
サービス接続点	OCN ひかり電話サービス接続点
利用回線	OCN ひかり電話利用回線
協定事業者	OCN ひかり電話協定事業者
契約事業者	契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限りません。）
相互接続協定	OCN ひかり電話相互接続協定

（外国における取扱いの制限）

第3条 OCN ひかり電話サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 OCN ひかり電話サービスの種類等

（OCN ひかり電話サービスの種類）

第4条 OCN ひかり電話サービスには、次の種類があります。

種類	内容
コース1	OCN ひかり電話利用回線を利用して OCN ひかり電話サービスを利用することができるもの

（OCN ひかり電話サービスの品目等）

第5条 OCN ひかり電話サービスには、料金表に規定する品目及び細目があります。

第3章 契約

（契約の単位）

第6条 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1のOCN ひかり電話利用回線等ごとに1のOCN ひかり電話契約を締結します。この場合、OCN ひかり電話契約者は、1のOCN ひかり電話契約につき、1人に限ります。

（契約申込みの方法）

第7条 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、OCN ひかり電話契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申込をしていただきます。

（契約申込みの承諾）

第8条 当社は、OCN ひかり電話契約の申込みがあった場合は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の規定に準じて取り扱います。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、そのOCN ひかり電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) OCN ひかり電話契約の申込みをした者が、そのOCN ひかり電話契約に係るOCN ひかり電話利用回線の契約を締結している者とならないとき。
- (2) OCN ひかり電話サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) OCN ひかり電話契約の申込みをした者がOCN ひかり電話サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) OCN ひかり電話相互接続点に係るOCN ひかり電話協定事業者の承諾が得られないとき、その他OCN ひかり電話相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) 第39条（利用に係る契約者の義務）又は第40条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（ひかり電話の事業者変更）

第9条 当社は、ひかり電話の事業者変更（入）の申込みにおいて、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) OCN ひかり電話契約の事業者変更（入）と同時に、現に利用している電気通信サービスから OCN ひかり電話利用回線への事業者変更（入）を行わないとき。

2 OCN ひかり電話契約者はひかり電話の事業者変更（出）の請求をすることができます。当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）第2項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 当社がOCN ひかり電話契約者からの請求に基づきそのOCN ひかり電話契約に係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を行っているとき。
- (2) 事業者変更先の電気通信者が承諾しないとき。
- (3) その他ひかり電話の事業者変更（出）に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。
- (4) OCN ひかり電話契約のひかり電話の事業者変更（出）と同時に、現に利用しているOCN ひかり電話利用回線の事業者変更（出）を行わないとき。

（契約者回線番号）

第10条 OCN ひかり電話サービスの契約者回線番号は、1のOCN ひかり電話利用回線ごとに当社が定めます。

2 OCN ひかり電話利用回線の移転等により、そのOCN ひかり電話利用回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、OCN ひかり電話サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

4 前2項の規定により、OCN ひかり電話サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことをOCN ひかり電話契約者に通知します。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第36条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、OCN ひかり電話サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

（請求による契約者回線番号の変更）

第11条 OCN ひかり電話契約者は、現に使用している契約者回線番号に対する次の通信を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、所属I P通信網サービス取扱所に対し当社所定の方法によりその変更の請求をしていただきます。

- (1) 迷惑電話（いたずら電話その他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。以下同じとします。）
- (2) 犯罪目的電話（特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。）その他の犯罪行為に用いられる通信であって、その通信の受信者が被害を受け又は受けるおそれがあると当社が認めるものをいいます。）
- (3) 間違い電話（反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。）

2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

（品目等の変更）

第12条 OCN ひかり電話契約者は、品目又は細目の変更の請求をすることができます。

2 第1項の規定にかかわらず、OCN ひかり電話契約者（メニュー1-2に係る者（細目の変更の申出があった日を含む料金月の初日から申出の日までのいずれかの期間において、OCN ひかり電話サービス（メニュー1-2に係るものに限ります。）の提供を受けていた者を含みます。）に限ります。）は、料金月の初日以外の日において、メニュー1-1（同一契約者に係るOCN ひかり電話利用回線間の通信料の月極割引の適用を受ける場合に限ります。）への細目の変更の請求をすることができません。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用の一時中断）

第13条 当社は、OCN ひかり電話契約者から請求があったときは、OCN ひかり電話サービスの利用の一時中断（その契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（契約に係る利用権の譲渡）

第14条 OCN ひかり電話契約に係るI P通信網利用権（OCN ひかり電話契約者がOCN ひかり電話契約に基づいてOCN ひかり電話サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡については、共通編第13条（I P通信網契約に基づく権利の譲渡）第1項の規定に準じて取り扱います。

2 OCN ひかり電話契約に係るI P通信網利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当社所定の方法

により所属 I P 通信網サービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、前項の規定により OCN ひかり電話契約に係る I P 通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、共通編第 13 条第 3 項に規定するほか、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) その OCN ひかり電話契約に係る OCN ひかり電話利用回線に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。
- (2) OCN ひかり電話契約に係る I P 通信網利用権を譲り受けようとする者がその OCN ひかり電話契約に係る OCN ひかり電話利用回線の契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (3) OCN ひかり電話相互接続点との間の通信を伴う契約に係る I P 通信網利用権の譲渡の場合にあつては、その譲渡がその相互接続通信に係る OCN ひかり電話協定事業者の承諾が得られないとき、その他 OCN ひかり電話相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

4 OCN ひかり電話契約に係る I P 通信網利用権の譲渡があつたときは、譲受人は、OCN ひかり電話契約者の有していた一切の権利及び義務（第 33 条（通信料の支払義務）の規定により、OCN ひかり電話協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求（共通編第 39 条（債権の譲渡）による場合を含みます）することとなる料金を支払う義務を含みます。）を承継します。

（契約者が行う契約の解除）

第 15 条 OCN ひかり電話契約者が事業者変更（出）及び番号ポータビリティを希望する場合であつて、当社がその事実を知ったときは、共通編第 14 条（I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除）の通知があつたものとみなし、OCN ひかり電話契約を解除します。

（当社が行う契約の解除）

第 16 条 当社が行う OCN ひかり電話契約の解除については、共通編第 15 条（当社が行う I P 通信網契約の解除）の規定に準じて取り扱います。

2 前項に規定するほか、当社は、第 23 条（利用停止）の規定により OCN ひかり電話サービスの利用を停止された OCN ひかり電話契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その OCN ひかり電話契約を解除することがあります。

3 当社は、OCN ひかり電話契約者が第 23 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、OCN ひかり電話サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

4 当社は、前 2 項に規定する場合のほか、次の場合は、その OCN ひかり電話契約を解除することがあります。

- (1) OCN ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除があつたとき。
- (2) OCN ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があつた場合であつて、その OCN ひかり電話サービスに係る I P 通信網利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
- (3) OCN ひかり電話利用回線の移転等により契約事業者の音声利用 I P 通信網サービスの提供区域外となったとき。
- (4) OCN ひかり電話利用回線について当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。

（その他の提供条件）

第 17 条 OCN ひかり電話契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

（不提供）

第 18 条 当社は、OCN ひかり電話サービスを提供するにあたり、契約者回線が I P 通信網サービス取扱所内を終端とするものは提供しません。

第 4 章 付加機能

（付加機能の提供）

第 19 条 当社は、共通編第 18 条（付加機能の提供）第 1 項に規定するほか、付加機能（転送電話機能に限ります。）の請求があつたとき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第 6 号）別表第 4 の定めによる本人特定事項の確認ができない場合は、その付加機能を提供できない場合があります。

（付加機能の利用の一時中断）

第 20 条 当社は、OCN ひかり電話契約者から請求があつたときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下

同じとします。)を行います。

(付加機能の廃止)

第 21 条 当社は、付加機能(特定番号通知機能に限ります。)の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。

第 5 章 利用中止等

(利用中止等)

第 22 条 当社は、共通編第 25 条(利用中止)第 1 項に規定するほか、次の場合には、OCN ひかり電話サービスの利用の一部又は全部を中止することがあります。

- (1) OCN ひかり電話サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- (2) 特定の OCN ひかり電話利用回線から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) OCN ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により OCN ひかり電話サービスの利用を中止するときは、共通編第 25 条第 2 項の規定に準じて取り扱います。

3 第 1 項に規定するほか、OCN ひかり電話サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その OCN ひかり電話サービスの利用を中止することがあります。

(利用停止)

第 23 条 共通編第 26 条(利用停止)の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

当社は、OCN ひかり電話契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間(その OCN ひかり電話サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった OCN ひかり電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われたことを当社が知った日以降の当社が指定する日までの間)、その OCN ひかり電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、共通編第 39 条(債権の譲渡)第 1 項の規定により同条に規定する請求事業者又は特定請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者又は特定請求事業者に支払わないときとします。))。
- (2) OCN ひかり電話契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の IP 通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、共通編第 39 条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者又は特定請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者又は特定請求事業者に支払わないときとします。))。
- (3) OCN ひかり電話利用回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) OCN ひかり電話利用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 第 39 条(利用に係る契約者の義務)又は第 40 条(利用上の制限)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 前 5 号のほか、この約款の規定に反する行為であって OCN ひかり電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 前項に規定するほか、当社は、OCN ひかり電話契約者が次に掲げる事項(当社が別に定める規定に係るものに限ります。))について、事実を告げず、又は不実のことを告げる こと等により、当社が別に定める書面を当社の責によらず交付(当社が別に定める場合に限ります。))することができない場合、その OCN ひかり電話契約者に対し、当該事項の確認を行うことがあります。この場合において、連絡がつかない等の理由により、料金 について支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合は、6 か月以内で

当社が定める期間、その OCN ひかり電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) OCN ひかり電話契約者の氏名又は名称
- (2) OCN ひかり電話契約者の住所又は居所
- (3) その他 OCN ひかり電話サービスの提供に必要な事項

3 請求事業者又は特定請求事業者は、第 1 項の規定により OCN ひかり電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、本条第 1 項第 4 号により、OCN ひかり電話サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(注 1) 本条第 2 項の当社が別に定める規定は、共通編第 9 条（IP 通信網契約申込みの方法）、第 13 条（IP 通信網契約に基づく権利の譲渡）、別記 4（IP 通信網契約者の地位の承継）及び別記 5（IP 通信網契約者の氏名等の変更）とします。

(注 2) 本条第 2 項の当社が別に定める書面は、事業法第 26 条の 2（書面交付）の規定に基づき当社が交付する書面とします。

(注 3) 本条第 2 項の当社が別に定める場合は、当社が郵便、信書便、電報その他の対面することなく書面を交付する手段で交付した書面が到達する場合とします。

（提供休止）

第 24 条 当社は、契約事業者と特定卸事業者との契約の解除、契約事業者の契約約款等の廃止又は契約事業者の電気通信事業の休止若しくは廃止により、OCN ひかり電話契約者が OCN ひかり電話サービスを全く利用できなくなったときは、その OCN ひかり電話サービスについて提供休止（その OCN ひかり電話サービスに係る電気通信設備及び契約者回線番号を他に転用することを条件としてその OCN ひかり電話サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、その OCN ひかり電話サービスについて、OCN ひかり電話契約者から OCN ひかり電話契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、提供休止しようとするときは、あらかじめそのことを OCN ひかり電話契約者に通知します。
- 3 第 1 項の提供休止の期間は、その提供休止をした日から起算して 1 年間とし、その提供休止の期間を経過した日において、その OCN ひかり電話契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その OCN ひかり電話契約者にそのことを通知します。

第 6 章 通信

（相互接続点との間の通信等）

第 25 条 相互接続通信は、OCN ひかり電話相互接続協定に基づき当社が別に定める通信に限り行うことができるものとします。

- 2 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が OCN ひかり電話相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(注) 当社が別に定める通信は、別記 4 に定めるところによります。

（通信の切断）

第 26 条 当社は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 15 条第 2 項及び第 15 条の 2 第 3 項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、契約事業者（契約事業者の委任を受けた特定卸事業者（当社を含みます。）を含みます。）は、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

（通信時間等の制限）

第 27 条 前条及び共通編第 28 条（通信利用の制限等）の規定によるほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

（通信時間の測定等）

第 28 条 通信時間の測定等については、料金表第 1 表第 2（通信料）に定めるところによります。

（国際通信の取扱い地域）

第 29 条 国際通信の取扱い地域は、料金表第 1 表第 2（通信料）に定めるところによります。

(契約者回線番号等通知)

第30条 OCN ひかり電話利用回線から契約者回線等への通信については、その OCN ひかり電話利用回線に係る OCN ひかり電話契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- (2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、OCN ひかり電話利用回線から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている OCN ひかり電話利用回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）
- (3) その他当社が別に定める通信

(注) 当社が別に定める通信は、次のとおりとします。

アナログ方式の自動車・携帯電話（一部を除く）への通信、地域系事業者（一部を除く）の契約者回線への通信、国際通話等

2 前項の規定により、その OCN ひかり電話利用回線の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、OCN ひかり電話利用回線から、電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その OCN ひかり電話契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び OCN ひかり電話に係る利用回線等の終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4 当社は、前3項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

5 OCN ひかり電話契約者は、前4項の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

(注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

(注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信者電話番号通知リクエスト機能とします。

第7章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第31条 当社が提供する OCN ひかり電話サービスの料金は、利用料金、通信料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する OCN ひかり電話サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事費）に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供する OCN ひかり電話サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を合算したものとします。

(利用料金の支払義務)

第32条 共通編第31条（利用料金等の支払義務）に規定する利用料金等の支払義務として、OCN ひかり電話契約者にとっては、その OCN ひかり電話契約に基づいて当社が OCN ひかり電話サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、OCN ひかり電話契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）を含む料金月までの期間について、当社が提供する OCN ひかり電話サービスの態様に応じて料金表第1表第1（利用料金）に規定する利用料金及び第1表第2（通信料）に規定する定額通信料の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により OCN ひかり電話サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、OCN ひかり電話契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要しま

す。

- (2) 利用停止があったときは、OCN ひかり電話契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。ただし、共通編第 26 条（利用停止）第 2 項の規定に該当する場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日を OCN ひかり電話契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）、利用の停止を解除した日を OCN ひかり電話サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）とみなして取扱います。
- (3) 前 2 号の規定によるほか、OCN ひかり電話契約者は、次の場合を除き、OCN ひかり電話サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 OCN ひかり電話契約者の責めによらない理由により、その OCN ひかり電話サービスを全く利用できない状態（その OCN ひかり電話契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその OCN ひかり電話サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその OCN ひかり電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその OCN ひかり電話サービスについての料金
3 OCN ひかり電話回線収容部（OCN ひかり電話利用回線と I P 通信網設備（OCN ひかり電話利用回線に係る設備を除きます。）の接続点をいいます。以下同じとします。）の変更、接続契約者回線等に係る終端の場所の変更又は移転に伴って、OCN ひかり電話サービスを利用できなかった期間が生じたとき（OCN ひかり電話契約者の都合により OCN ひかり電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその OCN ひかり電話サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（通信料の支払義務）

第 33 条 OCN ひかり電話契約者は、OCN ひかり電話利用回線から行った通信（その OCN ひかり電話利用回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した通信時間と料金表第 1 表第 2（通信料）の規定（第 1 表第 2（通信料）に規定する定額通信料を除きます。）とに基づいて算定した通信料の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 相互接続通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、OCN ひかり電話契約者又は相互接続通信の利用者は、OCN ひかり電話相互接続協定に基づき当社又は OCN ひかり電話協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る

料金の設定又はその請求については、当社又はOCN ひかり電話協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、OCN ひかり電話相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

3 前2項の規定にかかわらず、通信料について、料金表第1表第1（利用料金）又は同表第2（通信料）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 OCN ひかり電話契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第1表第2（通信料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、OCN ひかり電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。（注）本条に規定する当社が別に定めるところは、別記4及び別記16から別記19に定めるところによります。

（工事費の支払義務）

第34条 OCN ひかり電話契約者は、OCN ひかり電話契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのOCN ひかり電話契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があつた場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があつた場合は、前項の規定にかかわらず、OCN ひかり電話契約者は、その工事に関して解除等があつたときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の計算等）

第35条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

第8章 保守

（修理又は復旧の順位）

第36条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、共通編第28条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従つてその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 共通編別記18の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第37条 当社は、OCN ひかり電話サービスを提供すべき場合において、当社（契約事業者を含みます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、そのOCN ひかり電話サービスを全く利用できない状態（そのOCN ひかり電話契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、契約事業者又はOCN ひかり電話協定事業者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、契約事業者又はOCN ひかり電話協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、OCN ひかり電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのOCN ひかり電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1（利用料金）に規定する利用料金

(2) 料金表第1表第2（通信料）に規定する通信料（OCN ひかり電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社がOCN ひかり電話サービスに係る契約に関連して、当社の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合においては、前2項の規定は適用しないものとします。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、OCN ひかり電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第10章 雑則

(協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

第38条 OCN ひかり電話契約の申込みの承諾を受けた者又はIP通信網利用権を譲り受けることの承諾を受けた者（以下この条において「契約者等」といいます。）は、別記20に定めるOCN ひかり電話協定事業者（事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記20に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。

ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により契約を締結した者は、該当するOCN ひかり電話協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、そのOCN ひかり電話協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(利用に係る契約者の義務)

第39条 OCN ひかり電話契約者は、共通編第48条(利用に係るIP通信網契約者の義務)第1項に規定するほか、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意にOCN ひかり電話利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又はOCN ひかり電話サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

2 OCN ひかり電話契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(利用上の制限)

第40条 前条に規定するほか、OCN ひかり電話契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。OCN ひかり電話契約者が、コールバックサービス(本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方 式	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合のみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(契約者の氏名の通知等)

第41条 OCN ひかり電話契約者は、OCN ひかり電話協定事業者(そのOCN ひかり電話契約者と他社相互接続通信(OCN ひかり電話協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。)に係る契約を締結している者に限ります。)から請求があったときは、当社がそのOCN ひかり電話契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、そのOCN ひかり電話協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 相互接続通信(当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。)に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係るOCN ひかり電話協定事業者に通知することについて、同意していただきます。

3 OCN ひかり電話契約者(相互接続通信の利用者を含みます。)は、OCN ひかり電話利用回線から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等(契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用するOCN ひかり電話契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

4 OCN ひかり電話契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。)は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託によりOCN ひかり電話サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

5 OCN ひかり電話契約者は、当社が、共通編第39条(債権の譲渡)第1項の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのOCN ひかり電話契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第23条(利用停止)の規定に基づきそのOCN ひかり電話サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に提供することにつき同意していただきます。

6 請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合、請求事業者に提供された前項の情報は、特定請求事業者にも提供されるものとし、OCN ひかり電話契約者は、当社又は請求事業者による

特定請求事業者への情報の提供につき同意していただきます。

7 OCN ひかり電話サービスに係る債権が請求事業者から特定請求事業者に再譲渡された場合、OCN ひかり電話契約者は、その債権に関して料金が支払われた等の情報が請求事業者に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が特定請求事業者に代わって OCN ひかり電話契約者から取得したのものとして取り扱われます。

8 前項に規定する債権の再譲渡の有無にかかわらず、共通編第 39 条（債権の譲渡）第 1 項の規定に基づく債権譲渡がなされた場合、その債権に関して料金が支払われた等の情報は、当社にも提供されることにつき OCN ひかり電話契約者は同意するものとします。この同意は、当社が請求事業者に代わって OCN ひかり電話契約者から取得したのものとして取り扱われます。

(注 1) 当社が別に定める付加機能は、次に掲げる付加機能とします。

- ・着信お知らせメール機能
- ・FAX お知らせメール機能

(注 2) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。

- ・デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等
- ・「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由

（契約事業者への氏名の通知等）

第 42 条 OCN ひかり電話契約者は、契約事業者から当社に請求があったときは、当社が OCN ひかり電話契約者（その者の OCN ひかり電話利用回線が契約事業者の提供する電気通信サービスに係る場合に限り、以下この条において同じとします。）の氏名、住所及び通信履歴等（通信が行われた時刻等料金請求その他 OCN ひかり電話サービスの提供に必要な情報をいいます。以下同じとします。）をその契約事業者へに通知する場合があることについて、予め同意するものとします。

2 OCN ひかり電話契約者は、契約事業者が次の各号において、前項に基づき契約事業者が保有する OCN ひかり電話契約者の情報を第三者（OCN ひかり電話契約者が契約を締結している電気通信事業者又は契約事業者の IP 通信網サービス契約約款に定める特定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）に開示する場合があることについて予め同意するものとします。

- (1) 第三者から請求があった場合における、通信履歴等その OCN ひかり電話契約者契約者に関する情報の開示
- (2) 契約事業者の委託により OCN ひかり電話サービスに関する業務を行う電気通信事業者への通信履歴等その OCN ひかり電話契約者に関する情報の開示
- (3) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

（OCN ひかり電話協定事業者からの通知）

第 42 条の 2 OCN ひかり電話契約者は、共通編第 52 条（協定事業者からの通知）に規定するほか、当社が、OCN ひかり電話利用回線等から第三者による不正な国際通話の発信を監視するために必要があるときは、OCN ひかり電話協定事業者から必要な OCN ひかり電話契約者の情報の通知を受けることをについて、承諾していただきます。

（時報サービス、天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤル）

第 43 条 OCN ひかり電話契約者は、次表により時報サービス、天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤルを利用することができます。

区 別	内 容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117
天気予報サービス	気象庁が作成した気象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177
災害用伝言ダイヤル	災害が発生した場合（国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。）に、特定協定事業社が必要と認める期間内において、3桁の数字からなるサービス番号並びに連絡番号又は連絡番号及び暗証番号を使用して特定協定事業者の音声蓄積装置へ行う通話について、メッセージの蓄積、再生及び消去を行うサービス	171

2 当社は、時報サービス又は天気予報サービスに係る通信について、時報又は天気予報を聞く事ができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通信を打ち切ります。

3 時報サービス又は天気予報サービスの利用に係る通信の料金については、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））に定める通信料を適用するものとします。

（番号案内）

第44条 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は契約事業者の特定約款に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下「番号案内」といいます。）を行います。

2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、契約事業者の特定約款の定めに基づいて取り扱います。この場合において、OCN ひかり電話契約者は、そのOCN ひかり電話利用回線から利用した番号案内（そのOCN ひかり電話契約者以外の者が利用した場合を含みます。）について、料金表第1表第3（番号案内に関する料金）に規定する番号案内料の支払いを要します。

（番号情報の提供）

第45条 当社は、番号情報の提供については、契約事業者の特定約款の定めに基づいて取り扱います。

（契約者に対する通知）

第46条 OCN ひかり電話契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、OCN ひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。

(2) OCN ひかり電話契約者がOCN ひかり電話契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たOCN ひかり電話契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、OCN ひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。

(3) OCN ひかり電話契約者がOCN ひかり電話契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たOCN ひかり電話契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、OCN ひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。

(4) 当社がOCN ひかり電話契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、OCN ひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。

(5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、OCN ひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。

第11章 附帯サービス

（附帯サービス）

第47条 OCN ひかり電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記8から15に定めるところによります。

別記

1 OCN ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約

OCN ひかり電話サービスについて、OCN ひかり電話利用回線とすることができる当社の電気通信サービスの契約は次表のとおりとします。

電気通信サービスの契約
I P通信網サービス契約約款（OCN）別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8コース1に係るものに限ります。）に係る契約

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により OCN ひかり電話契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属 I P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（OCN ひかり電話利用回線に係る OCN ひかり電話契約者の地位の承継において代表者と定められた者と同一の者とします。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、OCN ひかり電話契約者の地位の承継においてその届出がないときは、当社は、その OCN ひかり電話契約に係る OCN ひかり電話利用回線の契約者の地位の承継の届出をもって、その OCN ひかり電話契約者の地位の承継の届出があったものとみなして取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更の届出

- (1) OCN ひかり電話契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 I P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) OCN ひかり電話契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先の変更においてその届出がないときは、当社は、OCN ひかり電話利用回線の契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先を OCN ひかり電話サービスの契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先とみなして取り扱います。
- (3) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (4) (1)から(3)に規定するほか、OCN ひかり電話契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先の変更があったにもかかわらず所属 I P通信網サービス取扱所に届出がないときは、第16条（当社が行う契約の解除）、第22条（利用中止）、第23条（利用停止）及び第26条（通信の切断）に規定する通知（料金表に規定するそれらに相当する通知を含みます。）については、当社は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 相互接続通信の料金等の取扱い

- (1) OCN ひかり電話相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。
 - 国内通信に係る相互接続通信は、OCN ひかり電話協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。
 - 国際通信に係る相互接続通信は、KDDI株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、OCN ひかり電話契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。
- (2) 別記19（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信（(4)から(7)に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記19に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記19に定めるところによります。ただし、当社又は OCN ひかり電話協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表第1表第1（利用料金）、同表第2（通信料）又は OCN ひかり電話協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (3) (2)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- (4) 別記 19 に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者（別記 16 に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続通信（別記 6 (1)に定める電気通信設備に着信するものとします。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- ア 中継事業者に係る他社相互接続通信（別記 6 (2)に定めるものとします。以下この別記 4において同じとします。）以外の他社相互接続通信を伴うとき。
- その相互接続通信の料金は、その通信と、中継事業者に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記 19 に定めるところによります。
- イ 中継事業者に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。
- その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記 19 に定めるところによります。
- (5) 別記 19 に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記 16 に規定する携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信（別記 6 (3)に定める電気通信設備に着信するものとします。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その OCN ひかり電話協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- (6) (2)から(5)の規定にかかわらず、契約者回線等又は別記 6 (4)に定める NTT Com ひかり電話協定事業者（本約款においては OCN ひかり電話協定事業者と読み替えます。）に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う IP 通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。
- (7) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- ア イ以外のとき。
- その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が 2 以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間の OCN ひかり電話相互接続協定において定める協定事業者とします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その OCN ひかり電話協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- イ OCN ひかり電話利用回線から外国の電気通信設備への通信
- その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 19 に定めるところによります。

5 OCN ひかり電話サービスの提供に係る OCN ひかり電話協定事業者

特定卸事業者の IP 通信網サービス契約約款別冊（NTT Com ひかり電話サービス）別記 5 に掲げるものと同じ

6 OCN ひかり電話サービスの提供に係る OCN ひかり電話協定事業者の電気通信設備

特定卸事業者の IP 通信網サービス契約約款別冊（NTT Com ひかり電話サービス）別記 6 に掲げるものと同じ

7 電話帳

- (1) 当社は、契約事業者の電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に OCN ひかり電話契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。
- (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、契約事業者の電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。
- (3) OCN ひかり電話契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表（附带サービスに関する料金）第 1（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

8 料金明細内訳情報の提供

当社は、料金明細内訳情報を、料金明細蓄積装置（料金明細内訳情報を蓄積する装置を言いま

す。)に登録した電子データにより提供します。

9 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、I P通信網利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
 - ア 契約の申込みの承諾年月日
 - イ 契約者回線番号
 - ウ 契約者の住所又は居所及び氏名
 - エ そのOCN ひかり電話サービスの種類、品目及び細目
 - オ I P通信網利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
 - カ I P通信網利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
- (2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属I P通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第3表第2（証明手数料）に規定する手数料の支払いを要します。
- (3) OCN ひかり電話契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

10 支払証明書の発行

OCN ひかり電話契約者が支払証明書の発行を希望する場合は、請求事業者又は契約事業者に請求することとし、その取扱いは請求事業者又は請求事業者の定めるところによります。

11 端末設備の提供等

- (1) 当社は、OCN ひかり電話契約者から請求があったときは、その1のOCN ひかり電話利用契約につき1の端末設備を提供します。この場合において、OCN ひかり電話契約者は、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社が提供する端末設備を設置するために必要な場所は、OCN ひかり電話契約者から提供していただきます。
- (3) 当社が提供する端末設備に必要な電気は、OCN ひかり電話契約者から提供していただきます。
- (4) OCN ひかり電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社が提供する端末設備に接続されている場合であって、当社が提供する端末設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- (5) 当社は、当社が提供する端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、OCN ひかり電話契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- (6) 当社は、端末設備を提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、その契約者の損害（約款の規定により当社が賠償することとなる部分を除きます。）を賠償します。
- (7) OCN ひかり電話契約者は次のことを守っていただきます。
 - ア 当社が提供する端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - イ 当社が提供する端末設備を改造又は改変等し、通信の伝送交換又はOCN ひかり電話サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - ウ 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供する端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - エ 端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
 - オ 当社が提供する端末設備を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
 - カ 端末設備に故障、滅失又はき損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- (8) OCN ひかり電話契約者は、前項の規定に違反して当社が提供する端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、料金表第3表第3（端末設備の提供等に係る料

金)に定める亡失等端末設備代金及びその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

- (9) 第14条(契約に係る利用権の譲渡)又は第16条(当社が行う契約の解除)の規定によりOCN ひかり電話利用契約が解除となったときは、その端末設備を利用していた者は、端末設備を現状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。
- (10) 前項に規定する期限までに端末設備が返却されない場合は、そのOCN ひかり電話契約者は、当社が指定する期日までに、料金表第3表第3(端末設備の提供等に係る料金)に定める端末設備未返却代金を支払っていただきます。
- (11) 前10項に定めるほか、端末設備に関する料金その他の取扱いについては、この約款の定めによるものとします。

12 契約事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、OCN ひかり電話サービスに係る契約の申込みをする者又はOCN ひかり電話契約者から要請があったときは、契約事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行う場合があります。

13 情報料回収代行の承諾

OCN ひかり電話契約者は、有料情報サービス(OCN ひかり電話サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者(以下「情報提供者」といいます。)に支払う当該サービスの料金(有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。)を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

14 情報料回収代行に係る回収の方法

- (1) 当社は、別記13(情報料回収代行の承諾)の規定により回収する有料情報サービスの料金については、そのOCN ひかり電話契約者に請求します。この場合、その利用に係るサービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
- (2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

15 情報料回収代行に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 端末系事業者	電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者(西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社を除きます。)
3 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信(16(携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス)に規定するものに限り)を提供する電気通信事業者
4 削除	削除
5 IP電話事業者	電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号(18(IP電話事業者の電気通信サービス)に規定するものに限り)を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

17 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款別冊(NTT Com ひかり電話サービス)別記17に掲げるもの

と同じ

18 IP電話事業者の電気通信サービス

電気通信サービス
契約事業者の特定約款に定めるIP電話事業者の電気通信サービスにおいて定める電気通信サービス

19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
1 発信側の電気通信設備：接続契約者回線等 着信側の電気通信設備：端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（中継事業者に係る電気通信設備については、KDDI株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通信設備に限ります。）	当社	当社（請求事業者又は特定請求事業者を含みます。）	その通信（そのOCNひかり電話契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。）の発信に係るOCNひかり電話契約者	この約款の定めるところによります。	
2 発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (2)から(4)以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。
	(2) 削除	削除	削除	削除	削除

		(3) 契約事業者に係る電気通信設備（電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。）から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	契約事業者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款に規定する者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款に別段の定めがある取扱いを除き、契約事業者の契約約款等に定めるところによります。
		(4) 電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合（(2)又は(3)の場合を除く。）	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。
3	発信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	携帯・自動車電話事業者	同左	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
4	削除	削除	削除	削除	削除	削除
5	発信側の電気通信設備：IP電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	IP電話事業者	同左	同左	そのIP電話事業者の契約約款等に規定する者	そのIP電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
6	発信側の電気通信設備：契約者回線等	着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	当社	その通信の着信に係る接続契約者回線等の契約者	この約款の定めるところによります。

20 協定事業者との利用契約の締結

契約相手となる協定事業者	締結する利用契約
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約

21 提供エリア

区分	都道府県名
東日本エリア	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
西日本エリア	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、OCN ひかり電話契約者とそのOCN ひかり電話契約に基づき支払う料金のうち、利用料金及び通信に関する料金は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、OCN ひかり電話契約において、次の場合が生じたときを除いて、利用料金等（第1表第2（通信料）に規定する定額通信料を含みます。）については、日割しません。
 - (1) 料金月の初日以外の日でOCN ひかり電話サービスの細目の変更により利用料金等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (2) 第32条（利用料金の支払義務）第2項第3号の表（2欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。
 - (3) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第32条（利用料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 4 2の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）2（料金額）の2-3（ユニバーサルサービス料）及び2-4（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。
- 5 通信料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめOCN ひかり電話契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 OCN ひかり電話契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、請求事業者が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 9 OCN ひかり電話契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、OCN ひかり電話契約者の承諾を得て、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 11 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、OCN ひかり電話契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 11に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 12 第32条（利用料金の支払義務）の規定から第34条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。
(注1) 12において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。
(注2) この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区別	内容	
(1) サービスの品目等に係る料金の適用等	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別を定めます。	
	基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別	
	区別	内容
	メニュー1 1-1	同時に2チャンネルまでの通信が可能なものであって、メニュー1-2以外のもの
	メニュー1-2	同時に2チャンネルまでの通信が可能なものであって、基本機能として、2（料金額）2-2（付加機能使用料）に規定する通話中着信機能、転送電話機能、発信者電話番号表示機能の基本機能、発信者電話番号通知リクエスト機能、迷惑電話お断り機能及び着信お知らせメール機能に相当する機能を有するもの
	備考	
	<p>1 OCN ひかり電話契約者は、基本機能として1チャンネルによる通信を行うことができます。</p> <p>2 メニュー1-2については、そのOCN ひかり電話契約について、通信の料金明細内訳を当社が別に定める方法により記録している場合に限り提供します。</p> <p>3 メニュー1-2が有する各機能の提供条件（料金に関するものを除きます。）については、各機能に相当する付加機能の提供条件に準じます。</p> <p>4 メニュー1-2に係る転送電話機能及び着信お知らせメール機能に相当する機能は、1の契約者回線番号又は追加番号について利用することができます。</p> <p>5 メニュー1-2に係る迷惑電話お断り機能に相当する機能は、1の登録応答装置について利用することができます。</p> <p>6 メニュー1-2に係るOCN ひかり電話契約者は、通話中着信機能に相当する機能について、利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>7 メニュー1-2に係る契約において、FAX お知らせメール機能を利用している場合は、転送電話機能に相当する機能を利用することができません。</p> <p>8 メニュー1-2に係るOCN ひかり電話契約者は、第2（通信料）に定めるところにより、基本通信料の支払いを要します。</p> <p>9 メニュー1-2に係る契約において、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第4の定めによる本人特定事項の確認ができない場合は、転送電話機能に相当する機能について提供できない場合があります。</p> <p>(注) 本欄2に規定する当社が別に定める方法は、連絡先電話番号を一部又は全桁記録するものとしします。</p>	

<p>(2) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の減額の適用</p>	<p>ア 1のOCN ひかり電話契約（メニュー1-1に係るものに限ります。）において、3以上（転送電話機能を複数の契約者回線番号又は追加番号において利用している場合は、転送電話機能を利用する契約者回線番号及び追加番号の数を転送電話機能を利用している数とします。）の付加機能（通話中着信機能、転送電話機能、発信者電話番号通知機能の基本機能、発信者電話番号通知リクエスト機能又はチャンネル追加機能（ダブルチャンネル）に限ります。）を同時に利用している場合は、2-2（付加機能使用料）の規定にかかわらず、その適用される付加機能使用料のうち、その料金額（月額）が大きい順（その料金額が同じ場合は、当社が指定した順とします。）の上位3順位までの付加機能使用料の合計額に代えて、月額800円（税込価格880円）を適用します（以下この欄において本割引といたします。）。</p> <p>イ 当社は、本割引をOCN ひかり電話契約者（契約者回線（別記21に定める東日本エリアに係るものに限ります。）に係る者に限り）に適用します。</p>								
<p>(3) ユニバーサルサービス料の適用</p>	<p>2-3に規定するユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定するサービス又は付加機能の提供を受けているOCN ひかり電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <table border="1" data-bbox="587 947 1281 1115"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OCN ひかり電話サービス</td> <td>契約者回線番号</td> </tr> <tr> <td>番号追加機能（マイナンバー）</td> <td>追加番号</td> </tr> <tr> <td>着信課金機能</td> <td>着信課金番号</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	電気通信番号	OCN ひかり電話サービス	契約者回線番号	番号追加機能（マイナンバー）	追加番号	着信課金機能	着信課金番号
区 分	電気通信番号								
OCN ひかり電話サービス	契約者回線番号								
番号追加機能（マイナンバー）	追加番号								
着信課金機能	着信課金番号								
<p>(4) 電話リレーサービス料の適用</p>	<p>2-4に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定するサービス又は付加機能の提供を受けているOCN ひかり電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <table border="1" data-bbox="587 1305 1281 1473"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OCN ひかり電話サービス</td> <td>契約者回線番号</td> </tr> <tr> <td>番号追加機能（マイナンバー）</td> <td>追加番号</td> </tr> <tr> <td>着信課金機能</td> <td>着信課金番号</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	電気通信番号	OCN ひかり電話サービス	契約者回線番号	番号追加機能（マイナンバー）	追加番号	着信課金機能	着信課金番号
区 分	電気通信番号								
OCN ひかり電話サービス	契約者回線番号								
番号追加機能（マイナンバー）	追加番号								
着信課金機能	着信課金番号								
<p>(5) 利用料金の適用除外</p>	<p>当社は、OCN ひかり電話契約の解除があった場合（当社が別に定める場合に限ります。）、そのOCN ひかり電話契約の利用料金（基本額、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び付加機能使用料に限ります。）を適用しません。</p> <p>（注）当社が別に定める場合は、そのOCN ひかり電話契約に係るOCN ひかり電話利用回線の契約について書面解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。））に規定するものをいいます。以下同じとします。）があった場合とします。</p>								

2 料金額

2-1 基本額

区 分		単 位	料 金 額
メニュー1に係るもの	メニュー1-1に係るもの	OCN ひかり電話利用回線ごとに	500 円 (税込価格 550 円)
	メニュー1-2に係るもの	OCN ひかり電話利用回線ごとに	1,020 円 (税込価格 1,122 円) (メニュー1-1に係る料金額に相当する額を含みます。)

2-2 付加機能使用料

区 分		単 位	料 金 額 (月 額)
番号追加機能 (マイナンバー)	その OCN ひかり電話利用回線等に着信通信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号 (OCN ひかり電話契約者からの請求により当社がその OCN ひかり電話利用回線等に付与した契約者回線番号以外の番号をいいます。以下同じとします。) の情報を、その OCN ひかり電話利用回線に接続される端末設備に送出する機能	1 追加番号ごとに	100 円 (税込価格 110 円)
	備考	1 OCN ひかり電話契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。 2 1 の OCN ひかり電話利用回線に付与することができる追加番号の数は、当社が別に定める数を上限とします。 3 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。 (注) 2 に定める当社が別に定める数は 4 とします。	
通話中着信機能	通信中に他から着信があることを知らせ、その OCN ひかり電話利用回線に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能	1 OCN ひかり電話利用回線ごとに	300 円 (税込価格 330 円)
	備考	この機能が提供されている OCN ひかり電話契約について、通信中に高音質通話又は映像若しくは符号による通信に係る着信があった場合は、その着信に係る通信の利用が一部制限されることがあります。	
転送電話機能	その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合 (通信中に他から着信があった場合を含みます。) その着信する通信又は着信する通信のうちあらかじめ登録した番号 (当社が別に定めるもの) に限ります。) から着信する通信のみを、応答前に、OCN ひかり電話契約者が指定した番号 (当社が別に定めるもの) に限ります。) に転送することができる機能	1 契約者回線番号又は 1 追加番号ごとに	500 円 (税込価格 550 円)
	備考	1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。 2 この機能を利用する場合において、転送が 2 回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要	

		<p>と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る OCN ひかり電話利用回線への通信とこの機能に係る OCN ひかり電話利用回線から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>5 本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p> <p>(注1) 当社が別に定めるもの(あらかじめ登録した番号に関するもの)は、次のとおりとします。</p> <p>OCN ひかり電話サービスに係る OCN ひかり電話利用回線への着信が可能な電気通信番号であって最大30までの番号。</p> <p>(注2) 当社が別に定めるもの(指定した番号に関するもの)は、次のとおりとします。</p> <p>OCN ひかり電話サービス利用回線から発信が可能な電気通信番号であって、104番などの3桁の番号、当社又はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び協定事業者の着信課金機能の番号及び国際電話の番号等以外の番号を使用しているもの。</p>		
発信者電話番号表示機能	基本機能	この機能を利用する OCN ひかり電話利用回線へ通知される発信者電話番号等(契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)を受信することができる機能	1の OCN ひかり電話利用回線ごとに	400円 (税込価格 440円)
	追加機能	発信者電話番号通知リクエスト機能 この機能を利用する OCN ひかり電話利用回線へ発信電話番号等が通知されない通信(通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線等から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)その他発信者とその発信電話番号等を通知しない通信に限りします。)に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	1の OCN ひかり電話利用回線ごとに	200円 (税込価格 220円)
備考	<p>当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(注1) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。</p> <p>(1) デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号(一部を除く)等</p> <p>(2) 契約事業者の電話サービス契約約款に定める代表番号通知機能追加番号通知機能、特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の電話番号に替えて通知される番号</p> <p>(3) 契約事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に定める特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の契約者回線番号に替えて通知される番号</p> <p>(4) 「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由</p> <p>(注2) 当社が別に定める方法は、次のとおりとします。</p> <p>通信の発信に先立ち「186」をダイヤルして行う通信</p>			

迷惑電話お断り機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった OCN ひかり電話契約者のために、登録応答装置（その OCN ひかり電話契約の契約者が指定した契約者回線番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対してお断りする旨の案内を自動的にを行うために、IP 通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。以下同じとします。）を利用して提供する機能	1 の登録応答装置ごとに	200 円 (税込価格 220 円)
備考	<p>1 この機能には、次の区分があります。</p> <p>ア 個別着信応答（1 の契約者回線番号又は 1 の追加番号ごとに、1 の登録応答装置を利用するもの）</p> <p>イ 共同着信応答（複数の契約者回線番号又は追加番号において、1 の登録応答装置を利用するもの）</p> <p>2 OCN ひかり電話契約者は、1 の契約者回線番号又は 1 の追加番号ごとに、1 の登録応答装置を利用していただきます。</p> <p>3 1 の登録可能番号装置に登録できる契約者回線番号又は追加番号（以下「登録可能番号数」といいます。）は、30 以内とします。</p> <p>4 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者回線番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。</p> <p>5 当社は、現に登録中の番号に係る OCN ひかり電話契約利用回線等からの着信に対してお断りする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工用上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。</p> <p>7 当社は、この機能を利用している OCN ひかり電話契約について、IP 通信網利用権の譲渡があったときは、その迷惑電話お断り機能を廃止します。</p> <p>8 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対してお断りする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(注) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 一部の国際通信に係る番号等を除く番号</p>		
チャンネル追加機能（ダブルチャンネル）	1 の OCN ひかり電話利用回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加することができる機能	追加する 1 のチャンネルごとに	200 円 (税込価格 220 円)
備考	<p>1 チャンネル追加機能（ダブルチャンネル）の提供を受けている OCN ひかり電話契約者は、その OCN ひかり電話利用回線において、契約事業者の IP 通信網サービス契約約款に規定する帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、チャンネル追加機能（ダブルチャンネル）を利用した通信を行うことができません。</p> <p>2 利用の状況によっては、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p>		
テレビ電話機能	この機能を利用する OCN ひかり電話サービスに係る OCN ひかり電話利用回線と、それに相当する契約者回線等又は当社が別に定める OCN ひかり電話協定事業者の電気通信サービスとの間において、高音質通話並びに映像及び符号による通信を行うことができる機能	—	—
備考	<p>1 発信者は、通信を行う場合において、その通信に係る通信種別等を指定するものとします。</p> <p>2 OCN ひかり電話契約者は、通信中に、発信者又は着信者の指定により、その通信に係る通信種別等を変更することができます。</p>		

	<p>3 この備考の1又は2の場合において、その通信種別等による通信を通信相手先が拒否しない場合に限りその通信を行うことができます。</p> <p>4 この機能を利用する OCN ひかり電話サービスにおいて、転送電話機能を利用している場合は、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p> <p>5 この機能を利用した通信については、通話と、通話に付随した映像及び符号による通信とを合わせて1の通信として取り扱います。</p> <p>(注) 当社が別に定める OCN ひかり電話協定事業者の電気通信サービスは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社の提供する映像通信機能を利用している音声利用 I P 通信網サービス (料金表第 1 表第 2 類第 2 (第 2 種サービスに係るもの) 2 (料金額) 2-1 (国内通信に係るもの) 2-1-1 (タイプ 1 に係るもの) (2)アの (ア)、(キ) 及び (ク) に規定する通信に限ります。)</p> <p>(2) 西日本電信電話株式会社の提供する音声利用 I P 通信網サービス (第 2 種サービスのタイプ 2 (東日本電信電話株式会社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信に係るものを除きます。) に限ります。)</p> <p>(3) 東日本電信電話株式会社の提供する映像通信機能を利用している音声利用 I P 通信網サービス</p> <p>(4) 東日本電信電話株式会社の提供する音声利用 I P 通信網サービス (第 2 種サービスのタイプ 2 又は第 3 種サービス (西日本電信電話株式会社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信に係るものを除きます。) に限ります。)</p>		
着信お知らせメール機能	その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合、その着信する通信又は着信する通信のうち OCN ひかり電話契約者があらかじめ登録した番号 (当社が別に定めるものに限りします。) からのものについて、着信があった旨を記載した電子メールを契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能	1 の契約者回線番号又は 1 の追加番号ごとに	100 円 (税込価格 110 円)
備考	<p>1 OCN ひかり電話契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1 の契約者回線番号又は追加番号につき 5 以内とします。</p> <p>2 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等 (契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)、着信があった契約者回線番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。</p> <p>3 OCN ひかり電話契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>4 当社は、第 37 条 (責任の制限) に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(注 1) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 OCN ひかり電話サービスに係る OCN ひかり電話利用回線等への着信が可能な電気通信番号であって最大 30 までの番号</p> <p>(注 2) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。</p> <p>(1) デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号 (一部を除く) 等</p> <p>(2) 契約事業者の電話サービス契約約款に定める代表番号通知機能追加番号通知機能、特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の電話番号に替えて通知される番号</p> <p>(3) 契約事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に定める特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の契約者回線番号に替えて通知される番号</p> <p>(4) 「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由</p>		

FAX お知らせ メール 機能	その契約者回線番号又は追加番号にファクシミリ通信に係る着信があった場合に、その通信を当社が別に定めるところにより画像ファイル形式に変換、蓄積し、当社が別に定める方法によりその取出し又は消去を行うことができる機能及びファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールをOCN ひかり電話契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能		1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	100円 (税込価格 110円)
	備考	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 着信のあったファクシミリ通信に係る原稿の用紙サイズがA4判及びB4判以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。</p> <p>3 OCN ひかり電話契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>4 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者回線番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。</p> <p>5 OCN ひかり電話契約者にファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>6 ファクシミリ通信の発信に係る端末設備の種類又は状態によっては、この機能を利用できないことがあります。</p> <p>7 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されている画像ファイルを消去することがあります。この場合において、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>8 当社は、7の規定により、現に蓄積されている画像ファイルを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>9 当社は、第37条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(注1) 当社が別に定めるところは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 1のファクシミリ通信につき98枚以内</p> <p>(2) 蓄積することができるファイル容量は10メガバイト以内</p> <p>(3) 画像ファイル形式はTIFF形式</p> <p>(注2) 当社が別に定める方法は、次のとおりとします。</p> <p>インターネットを利用した接続</p>		
#ダイヤル機能	そのOCN ひかり電話利用回線へ着信する通信を、#ダイヤル番号（OCN ひかり電話契約者の請求により当社が付与した番号であって、#ダイヤル機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）により行うことができるようにする機能	ブロック内利用型（1の#ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のいずれか1の地域内に限定するもの。以下同じとします。）	1の地域につき 1の#ダイヤル番号ごとに	10,000円 (税込価格 11,000円)
		東日本利用型（1の#ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を限定しないもの）	1の#ダイヤル番号ごとに	15,000円 (税込価格 16,500円)

		西日本利用型（1の#ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を限定しないもの）	1の#ダイヤル番号ごとに	15,000円 (税込価格 16,500円)						
備考	<p>1 #ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。</p> <p>2 その契約者回線等へ#ダイヤル番号により行う通信は、OCN ひかり電話利用回線又は契約事業者の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める契約者回線等（第2種サービス及び第3種サービスに係るものに限ります。）から行う通信に限ります。</p> <p>3 OCN ひかり電話契約者は、1の#ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する区域（ブロック内利用型の#ダイヤル機能の場合はその地域内の区域に限ります。）を当社が別に定めるところにより指定することができるものとし、その区域ごとに、1の#ダイヤル番号により接続されるOCN ひかり電話利用回線等（当社が別に定めるものに限ります。）を指定していただきます。</p> <p>4 当社は、その請求の承諾後、OCN ひかり電話契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。</p> <p>5 #ダイヤル番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>6 当社は、東日本利用型をOCN ひかり電話契約者（OCN ひかり電話利用回線（別記21に定める東日本エリアに係るものに限ります。）に係る者に限りません。）に提供します。</p> <p>7 当社は、西日本利用型をOCN ひかり電話契約者（OCN ひかり電話利用回線（別記21に定める西日本エリアに係るものに限ります。）に係る者に限りません。）に提供します。</p> <p>8 この#ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域については、次表に定める区分に従うものとします。</p> <table border="1" data-bbox="352 1088 1302 1189"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本エリア</td> <td>北海道、東北、信越、関東の4ブロック</td> </tr> <tr> <td>西日本エリア</td> <td>北陸、東海、関西、中国、四国、九州・沖縄の6ブロック</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 備考3の当社が別に定めるところは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の単位料金区域ごととします。</p> <p>(注2) 備考3の当社が別に定めるものは、電気通信番号規則別表第1号に規定する電気通信番号に係るものとします。</p> <p>(注3) 備考4の当社が別に定める期間は、2か月間とします。</p>				区分	地域	東日本エリア	北海道、東北、信越、関東の4ブロック	西日本エリア	北陸、東海、関西、中国、四国、九州・沖縄の6ブロック
区分	地域									
東日本エリア	北海道、東北、信越、関東の4ブロック									
西日本エリア	北陸、東海、関西、中国、四国、九州・沖縄の6ブロック									
特定番号通知機能	この機能を利用するOCN ひかり電話利用回線（付加機能（着信課金機能に限ります。）又はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電話等サービス契約約款に定める付加機能（地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に限ります。）の利用に係るものに限ります。）から行う通信について、その接続契約者回線等の契約者回線番号又は追加番号に替えて、着信課金番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	100円 (税込価格 110円)							
備考	当社は、付加機能（着信課金機能に限ります。）又はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電話等サービス契約約款に定める付加機能（地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に限ります。）の提供を受けているOCN ひかり電話契約者に限り、この機能を提供します。									

着信課金機能	基本機能		その契約者回線番号又は追加番号に係る着信先へ、あらかじめ OCN ひかり電話契約者が指定する地域の契約者回線等から着信課金番号 (OCN ひかり電話契約者の請求により、当社が付与した番号であって、着信課金機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。) により行う通信 (以下「着信課金通信」といいます。) に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る OCN ひかり電話契約者とし、その契約者回線番号に係る OCN ひかり電話契約者 (話中時迂回機能、着信振分接続機能又は時間外案内機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信先が変更された通信に関する料金については、その通信の着信があった契約者回線番号又は追加番号に係る OCN ひかり電話契約者として) に課金する機能	基本額 (1 の着信課金番号ごとに)	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
			複数回線管理機能 (1 の着信課金番号による着信課金通信を、2 以上の接続契約者回線等における契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能) を利用する場合の加算額 (1 の着信課金番号ごとに)	1,000 円 (税込価格 1,100 円)	
	追加機能	発信地域振分機能	1 の着信課金番号による着信課金通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用している契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額 (1 の着信課金番号につき 1 の契約者回線番号ごとに)	350 円 (税込価格 385 円)
		話中時迂回機能	この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号 (以下この表において「迂回元回線番号」といいます。) が着信課金通信により通信中の場合に、迂回元回線番号への着信課金通信を、OCN ひかり電話契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額 (1 の着信課金番号につき 1 の迂回元回線番号ごとに)	800 円 (税込価格 880 円)

	着信振分接続機能	1の着信課金番号による着信課金通信について、振分グループ(OCN ひかり電話契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線番号又は追加番号(着信課金機能を利用しているものに限りです。)からなるグループをいいます。以下この表において同じとします。)を構成する着信先ごとに、OCN ひかり電話契約者があらかじめ指定した着信回数の割合に振り分け、契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額(1の着信課金番号につき1の振分グループごとに)	700円 (税込価格 770円)
	時間外案内機能	OCN ひかり電話契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号への着信課金通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能及び受付先変更機能(OCN ひかり電話契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号への着信課金通信を、OCN ひかり電話契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能)を利用することができる機能	加算額(1の着信課金番号につき1の契約者回線番号又は追加番号ごとに)	650円 (税込価格 715円)
備考	<p>1 OCN ひかり電話契約者(ひかり電話の転用及びひかり電話の事業者変更に係る者であって、申込みの際現に協定事業者からこの付加機能(着信課金機能に限りです。)と同等の機能の提供を受けている者に限りです。)に付加機能(着信課金機能に限りです。)の料金を適用します。</p> <p>2 当社は、1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに1の着信課金番号を付与します。ただし、その契約者回線番号又は追加番号において発信地域振分機能を利用している場合には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線番号又は追加番号に1の着信課金番号を付与します。</p> <p>3 着信課金番号を付与されたOCN ひかり電話契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。</p> <p>4 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信(おおむね3kHzの帯域による通話に限りです。)、移動体通信(映像通信機能を利用した通信を除きます。)又は公衆通信に限りです。</p> <p>5 当社は、OCN ひかり電話契約者から請求があったときは、移動体通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>6 OCN ひかり電話契約者は、着信課金機能により通信料をその契約者回線番号又は追加番号に係るOCN ひかり電話契約者に課金することを許容する地域を、当社が別に定めるところに従って指定していただきます。</p> <p>7 複数回線管理機能は、発信地域振分機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能又は時間外案内機能を利用している場合に限り提供します。</p> <p>8 複数回線管理機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能又は時間外案内機能を利用する場合は、当社は基本機能に係る基本額を、OCN ひかり電話契約者(OCN ひかり電話契約者が2人以上ある場合は、そのOCN ひかり電話契約者すべての同意に基づき指定される代表者として)があらかじめ指定するOCN ひかり電話利用回線に請求し、その支払いを要する者をそのOCN ひかり電話利用回線に係るOCN ひかり電話契約者としてします。</p> <p>9 複数回線管理機能を利用していない場合は、発信地域振分機能において着信課金通信の着信先として指定できるものは、同一のOCN ひかり電話利用回線における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限りです。</p> <p>10 複数回線管理機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p>			

	<p>11 1の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回機能と着信振分接続機能を同時に利用することはできません。</p> <p>12 話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定することができる契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金番号を付与したものに限り、この場合、その着信先をこの機能を利用する契約者回線番号又は追加番号に係るOCN ひかり電話契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先となる契約者回線番号に係る契約者からの同意がある場合に限り提供します。</p> <p>13 複数回線管理機能を利用していない場合は、話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定できるものは、同一のOCN ひかり電話利用回線における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限り、この場合、その着信先をこの機能を利用する契約者回線番号又は追加番号に係るものとする場合は、その着信先となる契約者回線番号に係る契約者からの同意がある場合に限り提供します。</p> <p>14 時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>15 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(注1) 6に規定する当社が別に定めるところは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 携帯・自動車電話以外に係る電気通信設備からの通信を着信する場合 全域指定又は個別指定のいずれかを指定できるものとし、個別指定した場合は、市外局番を元に括られた地域（単位料金区域（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）と同じとなる場合は除きます。）及び単位料金区域単位ごとに指定することができます。</p> <p>(2) 携帯・自動車電話に係る電気通信設備からの通信を着信する場合 全域指定のみ指定できるものとします。</p> <p>(注2) 10に規定する当社が別に定める数は、複数回線管理機能の場合は640、話中時迂回機能の場合は9、着信振分接続機能の場合は50、受付先変更機能の場合は10とします。</p> <p>(注3) 14に規定する当社が別に定める時間は1分とします。</p>
--	--

2-3 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額（基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を付与した額）
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。		

2-4 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
電話リレーサービス料	1 電気通信番号ごとに	1円(1.1円)
備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価(当社のWebサイト(https://s.ocn.jp/relay)に掲載するものとします。)を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。		

第2 通信料

1 適用

区分	内容												
(1) 国内通信の種類	<p>国内通信には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通信</td> <td>2、3、4又は5以外のもの</td> </tr> <tr> <td>2 移動体通信</td> <td>携帯・自動車電話設備（OCN ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>3 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>4 IP電話通信</td> <td>IP電話設備（OCN ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>5 公衆通信</td> <td>OCN ひかり電話利用回線と契約事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	1 一般通信	2、3、4又は5以外のもの	2 移動体通信	携帯・自動車電話設備（OCN ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信	3 削除	削除	4 IP電話通信	IP電話設備（OCN ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信	5 公衆通信	OCN ひかり電話利用回線と契約事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信
種類	内容												
1 一般通信	2、3、4又は5以外のもの												
2 移動体通信	携帯・自動車電話設備（OCN ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信												
3 削除	削除												
4 IP電話通信	IP電話設備（OCN ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信												
5 公衆通信	OCN ひかり電話利用回線と契約事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信												
(2) 県内通信及び県間通信に係る通信料の適用	<p>当社は、一般通信及び公衆通信の通信料を適用するため、接続契約者回線等との通信について、次のとおり区分します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県内通信</td> <td>OCN ひかり電話利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、契約事業者が必要により設置する設備、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、契約事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は契約事業者の総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> <tr> <td>2 県間通信</td> <td>1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用する通信	1 県内通信	OCN ひかり電話利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、契約事業者が必要により設置する設備、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、契約事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は契約事業者の総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信	2 県間通信	1以外のもの						
区分	適用する通信												
1 県内通信	OCN ひかり電話利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、契約事業者が必要により設置する設備、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、契約事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は契約事業者の総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信												
2 県間通信	1以外のもの												
(3) 通信時間の測定等	<p>ア 通信時間は、OCN ひかり電話利用回線と契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>(ア) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ アの場合に、通信（一般通信に限ります。以下この欄において同じとします。）について、その経過時間内に通信種別等の変更があった場合は、次の区分ごとに測定した経過時間より通信料を算出するときの通信時間として取り扱います。</p>												

	<p>(ア) OCN ひかり電話利用回線と契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間</p> <p>(イ) 最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者又は着信者による送受信器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの時間</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻までの時間</p> <p>エ 通信については、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にしたとき又は通信種別等の変更があったときのその指定された通信種別等（その通信に係る同時通信数が2以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。）に基づき、ウに規定する区分ごとにそれぞれ2-1（国内通信に係るもの）(1)に規定する料金種別の通信料を適用します。</p> <p>ただし、ウに規定する区分について、適用される料金種別が同一となるものがある場合は、アに規定する1の経過時間ごとに、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものを、その料金種別に係る通信料を算出するときの通信時間として取り扱います。</p> <p>オ エの場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者又は着信者が指定した伝送速度を下回る場合においても、当社は、発信者又は着信者が指定した伝送速度に基づき、通信料を適用します。</p>
(4) 中継事業者に係る相互接続通信の料金の適用	<p>ア 別記4に規定する中継事業者に係る相互接続通信の料金については、中継事業者に係る OCN ひかり電話相互接続点を契約事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。</p> <p>イ 当社は、中継事業者に係る相互接続通信の料金の適用にあたっては別記21に定める提供エリアに従って料金を適用します。</p>
(5) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
(6) 選択制による通信料の月極割引の適用	<p>ア 当社は、OCN ひかり電話契約者から申出があったときは、そのOCN ひかり電話契約に係る通信料について、通信料別表に定める選択制による通信料の月極割引を適用します。</p> <p>ただし、その月極割引の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その月極め割引等を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を OCN ひかり電話契約者に通知します。</p> <p>イ 現に月極割引の適用を受けている OCN ひかり電話契約について、OCN ひかり電話利用回線の契約者回線番号の変更に係る届出又は OCN ひかり電話利用回線の移転に伴い契約者回線番号が変更となる場合等であつて、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、通信料別表の規定にかかわらず、その契約者回線番号の変更日を含む料金月における通信に関する料金について、その月極割引を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を OCN ひかり電話契約者に通知します。</p> <p>ウ OCN ひかり電話契約者が、その OCN ひかり電話契約に係る通信料について、同時に2以上の月極割引の適用を受けようとする場合の取扱いは、料金用別表に特</p>

	<p>段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>エ 同一のグループ通話定額選択回線群（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の I P 通信網サービス契約約款別冊（NTT Com ひかり電話サービス）のメニュー 3 に係る通信料の適用を受ける NTT Com ひかり電話利用回線等又はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の I P 通信網サービス契約約款別冊（NTT Com ひかり電話サービス）の通信料別表の月極割引を選択する NTT Com ひかり電話利用回線等、及び通信料別表の月額割引を選択する OCN ひかり電話利用回線等、その契約者が同一となるものにより構成される回線群をいいます。以下同じとします。）に、OCN ひかり電話利用回線（別記 21 に規定する東日本エリアに係るものに限り、）及び OCN ひかり電話利用回線（別記 21 に規定する西日本エリアに係るものに限り、）を同時に登録することはできません。</p>														
<p>(7) メニュー 1-2 に係る通信料の適用</p>	<p>ア メニュー 1-2 に係る基本通信料は、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="440 618 1353 741"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本通信料</td> <td>1 OCN ひかり電話利用回線ごとに</td> <td>480 円 (税込価格 528 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ メニュー 1-2 に係る通信料のうちウに規定する控除対象通信については、2（料金額）の規定により算定した月間累計額から、アに規定する基本通信料を控除して得た額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が基本通信料に満たない場合は、基本通信料から月間累計額を控除して得た額（以下「繰越額」といいます。）を、翌料金月の月間累計額から控除します。この場合において、繰越額の控除は、基本通信料の控除の前に行います。</p> <p>ウ 控除対象通信は、次に該当しないものに限り、</p> <p>(ア) 相互接続通信（当社が別に定めるものを除きます。）</p> <p>(イ) 当社が別に定める付加機能等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び OCN ひかり電話協定事業者が提供するものを含まず。）を利用して行う通信</p> <p>(ウ) 2（料金額）の 2-1 (1) の表中ウ欄からキ欄に定める通信</p> <p>エ メニュー 1-2 の利用の開始等があった場合におけるアからウの規定の適用については、次表に規定するとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="440 1211 1307 1574"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 メニュー 1-2 の利用の開始又はメニュー 1-2 への細目の変更があったとき。</td> <td>利用の開始日又は細目の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 メニュー 1-1 への細目の変更があったとき。</td> <td>細目の変更日を含む料金月の末日までの通信について適用します。</td> </tr> <tr> <td>3 契約の解除があったとき。</td> <td>契約解除日を含む料金月の末日までの通信について適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 以下の場合が生じたときは、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。</p> <p>(ア) エの 2 又は 3 の規定に該当する場合が生じたとき</p> <p>(イ) 東日本エリア、西日本エリアを跨ぐ OCN ひかり電話利用回線の移転があったとき。</p> <p>カ OCN ひかり電話利用回線の移転等があった場合であって当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、アからウの規定を適用できないことがあり、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。この場合、当社は、その旨を OCN ひかり電話契約者に通知します。</p> <p>キ OCN ひかり電話契約者がアからウの規定により基本通信料が適用される料金月において、利用の一時中断若しくは利用停止があったときその他サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、基本通信料の支払いを要します。</p> <p>ただし、OCN ひかり電話契約者の責めによらない理由により、サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著し</p>	区分	単位	料金額	基本通信料	1 OCN ひかり電話利用回線ごとに	480 円 (税込価格 528 円)	区分	適用	1 メニュー 1-2 の利用の開始又はメニュー 1-2 への細目の変更があったとき。	利用の開始日又は細目の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。	2 メニュー 1-1 への細目の変更があったとき。	細目の変更日を含む料金月の末日までの通信について適用します。	3 契約の解除があったとき。	契約解除日を含む料金月の末日までの通信について適用します。
区分	単位	料金額													
基本通信料	1 OCN ひかり電話利用回線ごとに	480 円 (税込価格 528 円)													
区分	適用														
1 メニュー 1-2 の利用の開始又はメニュー 1-2 への細目の変更があったとき。	利用の開始日又は細目の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。														
2 メニュー 1-1 への細目の変更があったとき。	細目の変更日を含む料金月の末日までの通信について適用します。														
3 契約の解除があったとき。	契約解除日を含む料金月の末日までの通信について適用します。														

	<p>い支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月(1料金月の倍数である部分に限ります。)について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する基本通信料については、その支払いを要しません。当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>(注1)当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 国内通信の一般通信(契約事業者が提供する災害時伝言ダイヤル通話に係る音声蓄積装置へ行う通信及び契約事業者の有料情報サービスの利用に係る通信を除きます。)</p> <p>(注2)当社が別に定める付加機能等は、次のとおりとします。 有料情報サービス、着信課金機能及び#ダイヤル機能の利用に係る契約事業者のIP通信網サービスの通信</p>
(8) 付加機能等を利用した通信料の適用	<p>ア OCN ひかり電話利用回線から契約事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線(契約事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める付加機能であって当社が別に定めるものを利用しているものに限ります。)への通信に係る通信料の適用については、それぞれ契約事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。</p> <p>イ 映像通信機能を利用した通信の料金については、2-1(1)ク欄及びケ欄に規定する通信料を適用します。</p> <p>ウ イの場合において、通信時間の測定等については、(3)エに規定する通信に準じます。</p> <p>(注)本欄に規定する当社が別に定めるものは、着信課金機能とします。</p>
(9) 国際通信に係る着信先の地域の取扱い	<p>国際通信に係る着信先の地域については、接続契約者回線等から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取扱います。</p>
(10) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	<p>本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。</p>
(11) 国内通信に関する料金の減免	<p>次の通信については、第33条(通信料の支払義務)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信</p> <p>イ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために契約事業者が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものへの通信</p>
(12) 通信料の適用除外	<p>当社は、OCN ひかり電話契約の解除があった場合(当社が別に定める場合に限ります。)、そのOCN ひかり電話契約の通信料(7)に定める基本通信料に限ります。)を適用しません。</p> <p>(注)当社が別に定める場合は、そのOCN ひかり電話契約に係るOCN ひかり電話利用回線の契約について書面解除があった場合とします。</p>

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1) (2)、(3)、(4)及び(5)以外のもの

料金種別	単位	料金額
ア その通信に係る通信種別がおおむね 3kHz の帯域の音声その他の音響のみであって、1 のチャンネルにおける同時通信数が 1 のもの	3 分まで ごとに	8 円 (税込価格 8.8 円)
イ その通信に係る通信種別が高音質通話に係る音声その他の音響のみであって、1 のチャンネルにおける同時通信数が 1 のもの	3 分まで ごとに	8 円 (税込価格 8.8 円)
ウ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 64kbit/s までのもの	30 秒まで ごとに	1 円 (税込価格 1.1 円)
エ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 64kbit/s を超えて 512kbit/s までのもの	30 秒まで ごとに	1.5 円 (税込価格 1.65 円)
オ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 512kbit/s を超えて 1Mbit/s までのもの	30 秒まで ごとに	2 円 (税込価格 2.2 円)
カ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 1Mbit/s を超えて 2.6Mbit/s までのもの	3 分まで ごとに	15 円 (税込価格 16.5 円)
キ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s を超えるもの	3 分まで ごとに	100 円 (税込価格 110 円)
ク ア〜キ以外のものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s までのもの	3 分まで ごとに	15 円 (税込価格 16.5 円)
ケ ア〜キ以外のものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s を超えるもの	3 分まで ごとに	100 円 (税込価格 110 円)
備考	<p>1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとしします。</p> <p>2 イからケに規定する通信については、テレビ電話を利用している OCN ひかり電話サービスに係る OCN ひかり電話利用回線又は当社が別に定める OCN ひかり電話協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。</p> <p>(注 1) 当社が別に定めるものは、次のとおりとしします。</p> <p>R F C 基準に準拠したメディアタイプが次のものとしします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ application ・ image <p>(注 2) 当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスは、次のとおりとしします。</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社の提供する音声利用 I P 通信網サービス (第 2 種サービスのタイプ 2 に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第 2 種サービスに係る接続契約者回線等 (イ、ク及びケに規定する通信に限りします。)) であって、東日本電信電話株式会社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信以外のもの</p> <p>(2) 東日本電信電話株式会社の提供する音声利用 I P 通信網サービス (第 2 種サービスのタイプ 2 に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第 2 種サービスに係る接続契約者回線等 (イ、ク及びケに規定する通信に限りします。)) であって、西日本電信電話株式会社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信以外のもの</p>	

(2) 移動体通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
移動体通信	1 分までごとに	16 円 (税込価格 17.6 円)

(3) I P 電話通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
I P 電話通信	3 分までごとに	10.5 円 (税込価格 11.55 円)

(4) 削除

(5) 着信課金機能に係る通信料

ア イ、ウ又はエ以外のもの

料金種別	単位	料金額
県内通信及び県間通信 その通信に係る通信種別がおおむね3kHzの帯域の音声その他の音響のみであって、1のチャンネルにおける同時通信数が1のもの	3分までごとに	8円 (税込価格 8.8円)

イ 移動体通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
移動体通信	1分までごとに	16円 (税込価格 17.6円)

ウ 削除

エ 公衆通信（着信課金通信に係るものに限ります。）に係るもの

料金種別	単位	料金額
県内通信	1分までごとに	20円 (税込価格 22円)
県間通信	1分までごとに	30円 (税込価格 33円)
備考 県内通信と県間通信の別については、契約事業者の特定約款の定めるところに準じるものとします。		

2-2 国際通信に係るもの

2-2-1 国際通信の取扱い地域

地域区分	地 域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イスラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インド インドネシア共和国 オマーン国 カタール国 カンボジア王国 キプロス共和国 クウェート国 サウジアラビア王国 シリア・アラブ共和国 シンガポール共和国 スリランカ民主社会主義共和国 タイ王国 大韓民国 台湾 中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。） 朝鮮民主主義人民共和国 ネパール連邦民主共和国 バーレーン王国 パキスタン・イスラム共和国 バングラデシュ人民共和国 東ティモール民主共和国 フィリピン共和国 ブータン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主義共和国 香港 マカオ マレーシア ミャンマー連邦共和国 モルディブ共和国 モンゴル国 ヨルダン・ハシェミット王国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国

アメリカ	<p>アメリカ合衆国（ハワイを除きます。） アルゼンチン共和国 アルバ アンギラ アンティグア・バーブーダ ウルグアイ東方共和国 英領バー ジン諸島 エクアドル共和国 エルサルバドル共和国 オランダ領アンテ イール ガイアナ共和国 カナダ キューバ共和国 グアテマラ共和国 グアドループ島 グレナダ ケイマン諸島 コスタリカ共和国 コロンビ ア共和国 サンピエール島・ミクロン島 ジャマイカ スリナム共和国 セントクリストファー・ネイビス セントビンセント及びグレナディーン 諸島 セントルシア タークス・カイコス諸島 チリ共和国 ドミニカ共 和国 ドミニカ国 トリニダード・トバゴ共和国 ニカラグア共和国 ハ イチ共和国 パナマ共和国 パハマ国 バミューダ諸島 ブラグアイ共和 国 バルバドス プエルトリコ フォークランド諸島 ブラジル連邦共和 国 フランス領ギアナ 米領バージン諸島 ベネズエラ・ボリバル共和国 ベリーズ ペルー共和国 ボリビア多民族国 ホンジュラス共和国 マル チニーク島 メキシコ合衆国 モンセラット</p>
大洋州	<p>オーストラリア連邦 キリバス共和国 グアム クック諸島 クリ スマス島 ココス・キーリング諸島 サイパン サモア独立国 ソ ロモン諸島 ツバル トケラウ諸島 トンガ王国 ナウル共和国 ニウエ ニューカレドニア ニュージーランド ノーフォーク島 バヌアツ共和国 パプアニューギニア独立国 パラオ共和国 ハワ イ フィジー共和国 フランス領ポリネシア 米領サモア マーシ ャル諸島共和国 ミクロネシア連邦</p>
ヨーロッパ	<p>アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 ア ズレス諸島 アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国 イタリア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 エストニア 共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 カザフスタン共和国 カナリア諸島 ギリシャ共和国 キルギス共和国 グリーンランド グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国 クロアチア共和 国 コソボ共和国 サンマリノ共和国 ジブラルタル ジョージア スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン スペイン領北アフリカ スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 タジキス タン共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 トルクメニスタン トルコ共和国 ノルウェー王国 バチカン市国 ハンガリー フィンランド共和国 フェロー諸島 フランス共和国 ブルガリア共和国 ベラルーシ共和国 ベルギー王国 ポーランド 共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル共和国 マケドニ ア旧ユーゴスラビア共和国 マディラ諸島 マルタ共和国 モナコ 公国 モルドバ共和国 モンテネグロ ラトビア共和国 リトアニ ア共和国 リヒテンシュタイン公国 ルーマニア ルクセンブルク 大公国 ロシア連邦</p>

アフリカ	アセンション島 アルジェリア民主人民共和国 アンゴラ共和国 ウガンダ共和国 エジプト・アラブ共和国 エスワティニ王国 エ チオピア連邦民主共和国 エリトリア国 ガーナ共和国 カーボヴ ェルデ共和国 ガボン共和国 カメルーン共和国 ガンビア共和国 ギニア共和国 ギニアビサウ共和国 ケニア共和国 コートジボワ ール共和国 コモロ連合 コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サン トメ・プリンシペ民主共和国 ザンビア共和国 シェラレオネ共和 国 ジブチ共和国 リビア ジンバブエ共和国 スーダン共和国 赤道ギニア共和国 セネガル共和国 セントヘレナ島 ソマリア連 邦共和国 タンザニア連合共和国 チャド共和国 中央アフリカ共 和国 チュニジア共和国 トーゴ共和国 ナイジェリア連邦共和国 ナミビア共和国 ニジェール共和国 ブルキナファソ ブルンジ共 和国 ベナン共和国 ボツワナ共和国 マイヨット島 マダガスカル 共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 南アフリカ共和国 南ス ーダン共和国 モーリシャス共和国 モーリタニア・イスラム共和 国 モザンビーク共和国 モロッコ王国 リベリア共和国 ルワン ダ共和国 レソト王国 レユニオン
インマルサット移動地球局	インマルサットフリート インマルサット-BGAN/FBB インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD インマルサ ット-エアロ インマルサット-F-HSD
特定衛星携帯 端末	イリジウム スラーヤ
備考 インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等によりフリート、 BGAN/FBB、BGAN-HSD/FBB-HSD、エアロ、F-HSDの区 別があります。	

2-2-2 国際通信に関する料金額

(単位：円)

着信先の地域	料金額	1分までごとに次に規定する額
アイスランド共和国		70
アイルランド		20
アゼルバイジャン共和国		70
アセンション島		250
アゾレス諸島		35
アフガニスタン・イスラム共和国		160
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		9
アラブ首長国連邦		50
アルジェリア民主人民共和国		127
アルゼンチン共和国		50
アルバ		80
アルバニア共和国		120
アルメニア共和国		202

アンギラ	80
アンゴラ共和国	45
アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	41
イエメン共和国	140
イスラエル国	30
イタリア共和国	20
イラク共和国	225
イラン・イスラム共和国	80
インド	80
インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50
ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エスワティニ王国	45
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボヴェルデ共和国	75
ガイアナ共和国	80
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70

カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115
カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
ギニアビサウ共和国	250
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	20
グレナダ	80
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コソボ共和国	120
コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50

サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
ジョージア	101
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントクリストファー・ネイビス	79
セントビンセント及びグレナディーン諸島	80
セントヘレナ島	250
セントルシア	80
ソマリア民主共和国	125
ソロモン諸島	159
タークス・カイコス諸島	80
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中央アフリカ共和国	127

中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	30
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
ドミニカ国	112
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニウエ	159
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール連邦民主共和国	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100

パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
ハワイ	9
ハンガリー共和国	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール民主共和国	126
フィジー共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア多民族国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30

ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マデイラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
南スーダン共和国	125
ミャンマー連邦共和国	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディブ共和国	105
モルドバ共和国	101
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンセラット	112
モンテネグロ	120
ヨルダン・ハシェミット王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リビア	70
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35

ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア	45
インマルサットフリート	209
インマルサット-B G A N / F B B	209
インマルサット-B G A N - H S D / F B B - H S D	700
インマルサット-エアロ	700
インマルサット-F - H S D	700
イリジウム	250
スラーヤ	175

第3 番号案内に関する料金

番号案内料

区分		単位	番号案内料の額
ア 案内を受け付けた時刻が昼間、夜間（8時～23時）のとき	(ア) 1の料金月につき1の電話番号等までのもの	1の電話番号等ごとに	60円 (税込価格 66円)
	(イ) 1の料金月につき1の電話番号等を超えるもの	1の電話番号等ごとに	90円 (税込価格 99円)
イ 案内を受け付けた時刻が深夜・早朝（23時から翌8時）のとき		1の電話番号等ごとに	150円 (税込価格 165円)
備考 番号案内料については、契約事業者の電話サービス契約約款の定めに従って取り扱います。			

第2表 工事費（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区分	内容				
(1) 工事費の算定	<p>工事費は、OCN ひかり電話契約の種類に応じ次表に定める工事の内容に係る工事費を合計して算出します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>2-1に定める基本工事費及び施工した工事に係る交換機等工事費</td> </tr> </tbody> </table>	種類	工事の内容	コース1	2-1に定める基本工事費及び施工した工事に係る交換機等工事費
種類	工事の内容				
コース1	2-1に定める基本工事費及び施工した工事に係る交換機等工事費				
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事を除きます。）、機器工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が29,000円（税込価格31,900円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000円（税込価格31,900円）を超える場合は、29,000円（税込価格31,900円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>				

(3) 交換機等工事費の適用	<p>交換機等工事費は次の場合に適用します。</p> <table border="1" data-bbox="541 241 1377 338"> <tr> <th data-bbox="541 241 810 275">区分</th> <th data-bbox="810 241 1377 275">交換機等工事費等の適用</th> </tr> <tr> <td data-bbox="541 275 810 338">交換機等工事費</td> <td data-bbox="810 275 1377 338">I P 通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </table>	区分	交換機等工事費等の適用	交換機等工事費	I P 通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。		
区分	交換機等工事費等の適用						
交換機等工事費	I P 通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。						
(4) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。						
(5) 請求による契約者回線番号の変更に 関する工事費の適用	OCN ひかり電話契約者からの請求により契約者回線番号を変更した場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1の工事ごとに2,500円(税込価格2,750円)とします。						
(6) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	番号ポータビリティ（接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円(税込価格2,200円)を加算して適用します。						
(7) 割増工事費の適用	<p>次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="517 801 1394 1211"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 801 884 835">工事を施工する時間帯</th> <th data-bbox="884 801 1394 835">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 835 884 1025">午後5時から午後10時まで （1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）</td> <td data-bbox="884 835 1394 1025">その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1025 884 1211">午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td data-bbox="884 1025 1394 1211">その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで （1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						
午後5時から午後10時まで （1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額						
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額						
(8) 工事費の適用の除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア テレビ電話に係る工事 イ OCN ひかり電話サービスのメニュー1-2からメニュー1-1への細目の変更の工事 ウ イの工事と同時に施工する工事のうち、メニュー1-2の基本機能に相当する付加機能の利用の開始に関する工事（転送電話機能、迷惑電話お断り機能又は着信お知らせメール機能については、細目の変更前においてそれらの付加機能に相当する機能を利用していた契約者回線番号、追加番号又は登録応答装置に係るものに限ります。） エ OCN ひかり電話サービスに係る付加機能（着信課金機能及び特定番号通知機能を除きます。）の利用の開始に係る工事のうち、OCN ひかり電話サービスの利用の開始若しくは細目の変更（イの場合を除きます。）又はOCN ひかり電話利用回線等の移転若しくは変更の工事と同時に施工する工事 オ 犯罪目的電話を防止するための契約者回線番号の変更の工事（犯罪の被害を受け又は受けるおそれがあることを証明する書類等を提示していただくことがあります。） カ 間違い電話による契約者回線番号の変更の工事（利用権を譲り受ける等その理由がその契約者に起因する間違い電話によるものを除きます。） キ OCN ひかり電話サービスのメニュー1-2に係る通話中着信機能に相当する機能の利用の一時中断又は再利用に係る工事 						
(9) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。						

2 工事費の額

(1) チャネル数の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更、OCN ひかり電話サービスの利用の開始若しくは細目の変更、OCN ひかり電話利用回線の移転若しくは変更、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区分	単位	工事費の額		
(1) 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合 1の工事ごとに 基本額	7,500円 (税込価格8,250円)		
	加算額	3,500円 (税込価格3,850円)		
	(イ) 交換機等工事のみの場合 1の工事ごとに	2,000円 (税込価格2,200円)		
(2) 交換機等工事費	ア イからウ以外の工事の場合 1のOCN ひかり電話利用回線等ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)		
	イ 契約者回線番号の非通知の扱いの変更の工事の場合（アの工事と同時に施工する場合を除きます。） 1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	700円 (税込価格770円)		
	ウ 付加機能に関する工事の場合	(ア) 番号追加機能（マイナンバー）の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき 1の追加番号ごとに	700円 (税込価格770円)	
		(イ) 通話中着信機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき 1のOCN ひかり電話利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)	
		(ウ) 転送電話機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき 1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)	
		(エ) 発信者電話番号表示機能に関する工事のとき	A 基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき 1のOCN ひかり電話利用回線等ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
			B 発信者電話番号通知リクエスト機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき 1のOCN ひかり電話利用回線等ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
		(オ) 迷惑電話お断り機能の利用開始、区分の変更又は登録応答装置の追加に関する工事のとき 1の登録応答装置ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)	
		(カ) チャネル追加機能（ダブルチャネル）の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき 1の回線収容部又は1のOCN ひかり電話利用回線等ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)	
		(キ) 着信お知らせメール機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき 1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)	
		(ク) FAX お知らせメール機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき 1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)	
(ケ) #ダイヤル機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき 1の#ダイヤル番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)			
(コ) 特定番号通知機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき 1の契約者回線番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)			

	(サ) 着信課金機能に関する工事のとき	基本機能の利用開始若しくは内容の変更又は利用の一時中断の工事のとき	1の着信課金番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
		追加機能の利用開始若しくは内容の変更又は利用の一時中断の工事のとき	1の着信課金番号につき1の追加番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)

(2) 利用の一時中断に関する工事

区分		単位	工事費の額		
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費	1の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)		
	イ 交換機等工事費	(ア) (イ)から(キ)以外の場合	1のOCN ひかり電話利用回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		(イ) 番号追加機能(マイナンバー)の利用の一時中断の工事	A B以外 のとき	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	700円 (税込価格 770円)
			B 追加番号のみの利用の一時中断のとき	利用の一時中断をする 1の追加番号ごとに	700円 (税込価格 770円)
		(ウ) 迷惑電話お断り機能の利用の一時中断の工事のとき	1の登録応答装置ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		(エ) 着信お知らせメール機能の利用の一時中断の工事のとき	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		(オ) FAX お知らせメール機能の利用の一時中断の工事のとき	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		(カ) #ダイヤル機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1の#ダイヤル番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		(キ) 特定番号通知機能の利用の一時中断の工事のとき	1の契約者回線番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
(2) 再利用の工事			(1)の工事費の額と同じ		

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 重複掲載料

電話帳発行のつど1掲載ごとに 500円(税込価格 550円)

第2 証明手数料

1契約ごとに 300円(税込価格 330円)

第3 端末設備の提供等に係る料金

1 適用

区分	内容
----	----

(1) 端末設備利用料の適用	<p>ア 当社は、OCN ひかり電話サービスについて、2（機器利用料）に規定する機器利用料を適用します。</p> <p>イ 当社は、機器利用料を料金表通則の規定に準じて取り扱います。この場合において、料金表通則中「OCN ひかり電話契約」とあるのは「端末設備の提供」と、「利用料金」とあるのは「機器利用料」と、読み替えるものとします。</p>								
(2) 亡失等端末設備代金及び端末設備未返却代金	<p>OCN ひかり電話契約者は、別記 11 第 8 号に規定する亡失等端末設備代金及び第 10 号に規定する端末設備未返却代金として、端末設備の種類により次表に規定する金額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="655 504 1342 633"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームゲートウェイ</td> <td>12,000 円（不課税）</td> </tr> <tr> <td>無線 LAN ルータ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線 LAN カード</td> <td>1,000 円（不課税）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	料金額	ホームゲートウェイ	12,000 円（不課税）	無線 LAN ルータ		無線 LAN カード	1,000 円（不課税）
種類	料金額								
ホームゲートウェイ	12,000 円（不課税）								
無線 LAN ルータ									
無線 LAN カード	1,000 円（不課税）								

2 端末設備利用料

1 の装置ごとに月額	
区分	料金額
ホームゲートウェイ	—
無線 LAN カード	100 円 (税込価格 110 円)
無線 LAN ルータ	300 円 (税込価格 330 円)
<p>備考</p> <p>当社は、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとし、）においてその修理又は復旧を行います。</p>	

第 4 端末設備の提供等に係る工事費

1 適用

区分	内容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る機器工事費及び訪問時刻指定工事費を合計して算定します。
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 機器工事に関する工事費の額の合計額が 29,000 円（税込価格 31,900 円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000 円（税込価格 31,900 円）を超える場合は、29,000 円（税込価格 31,900 円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1 の者からの申込み又は請求により同時に 2 以上の工事を施工する場合は、それらの工事を 1 の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>
(3) 機器工事費の適用	機器工事費は、端末設備の工事を要する場合に適用します。
(4) 訪問時刻指定工事費の適用	<p>OCN ひかり電話契約者について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ア 訪問時刻指定工事とは、OCN ひかり電話契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてその OCN ひかり電話契約者が指定する指定時刻から端末設備の工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。</p> <p>イ 訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、端末設備の工事費の支払いを要する工事とします。</p> <p>ウ OCN ひかり電話契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。</p> <p>エ OCN ひかり電話契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。</p> <p>オ 当社は、OCN ひかり電話契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合</p>

	<p>は、当社の OCN ひかり電話サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。</p> <p>カ OCN ひかり電話契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア)当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。</p> <p>(イ)OCN ひかり電話契約者の責めに帰すべき理由により、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。</p> <p>キ カの規定にかかわらず、OCN ひかり電話契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p>ク 1 の者からの請求により同時に 2 以上の工事を施工する場合は、それらの工事を 1 の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ケ 当社は、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
(5) その他工事費の適用	割増工事費の適用及び工事費の減額適用については、第 2 表（工事費） 1（適用）の規定に準じて取り扱います。

2 工事費の額

区分		単位	工事費の額
基本工事費		1 の工事ごとに	
		基本額	7,500 円 (税込価格 8,250 円)
		加算額	3,500 円 (税込価格 3,850 円)
機器工事費	(ア) 端末設備の設置に係る工事の場合	1 の装置ごとに	1,500 円 (税込価格 1,650 円)
	(イ) 端末設備の設定に係る工事の場合	1 の装置ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)

通信料別表 選択制による通信料の月極割引

同一契約者に係る OCN ひかり電話利用回線等間の通信料の月極割引（グループ通話定額）

区分	内容
(1) 定義等	<p>ア 「同一契約者に係る OCN ひかり電話利用回線等間の通信料の月極割引」とは、グループ通話定額選択回線群内の OCN ひかり電話利用回線から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群の OCN ひかり電話利用回線及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する NTT Com ひかり電話利用回線等への通信（当社が別に定める付加機能等を利用して行う通信を除きます。）について、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額に代えて、1 のチャンネル（この月極割引を選択する OCN ひかり電話利用回線において利用しているすべてのチャンネルについて適用します。）ごとに定額通信料 400 円（税込価格 440 円）を適用することをいいます。</p> <p>イ グループ通話定額選択回線群にはエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の IP 通信網サービス契約約款別冊（NTT Com ひかり電話サービス）の NTT Com ひかり電話契約（メニュー 2 又はメニュー 3 のものに限り。）が含まれる必要があります。OCN ひかり電話契約のみでグループ通話定額回線群は構成できません。</p> <p>ウ この月極割引の対象となる通信は、次に該当するものに限り、料金額第 1 表（料金（付帯サービスの料金を除きます。））第 2（通信料）の 2-1 (1) の表中ア欄及びイ欄に定める通信 (注) 当社が別に定める付加機能等は、次のとおりとします。 着信課金機能及び #ダイヤル機能</p>
(2) 承諾	<p>当社は、この月極割引を選択する申出があったとき、その申出のあった OCN ひかり電話契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>ア その申出によりグループ通話定額選択回線群に OCN ひかり電話利用回線が追加される場合には、その申出のあった OCN ひかり電話利用回線が、メニュー 1-1 に係るものであるとき。</p> <p>イ その申出のあった OCN ひかり電話利用回線が、通信の料金明細内訳を記録しているもの（当社が別に定める方法により記録しているものに限り。）で</p>

	<p>あるとき。</p> <p>ウ その申出のあった OCN ひかり電話利用回線が、その申出の日を含む料金月の初日から申出の日までのいずれの期間においてもこの月極割引の適用を受けていないものであるとき。</p> <p>(注)当社が別に定める方法とは、次のとおりとします。 通話先電話番号を全桁記録する</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 定額通信料に代えることとなる通信料の月額累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ただし、料金月の初日以外の日にこの月極割引の適用を開始した場合には、その料金月の初日から適用を開始した日の前日までの通信を除いて、料金月の末日以外の日はこの割引の適用を廃止した場合には、適用を廃止した日の翌日からその料金月の末日までの通信を除いて月間累計額を算定します。</p> <p>イ 当社は、この月極割引の適用を受けている OCN ひかり電話契約について、次のいずれかに該当する場合は、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) I P 通信網利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) グループ通話定額選択回線群を構成する全ての契約がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の I P 通信網サービス契約約款別冊 (NTT Com ひかり電話サービス) に規定する NTT Com ひかり電話サービスのメニュー 2 又はメニュー 3 に係るものでなくなったとき。</p>